

社会政策と階級対立(下)

坂 脇 昭 吉

Sozialpolitik und Klassengegensatz

Akiyoshi SAKAWAKI

目 次

- I はじめに
- II 社会政策論争と階級闘争把握
 - (1) 階級闘争「契機説」—大河内説の検討
 - (2) 階級闘争「必要条件説」—風早説の検討
 - (3) 階級闘争「緩和説」—近藤説の検討
 - (4) 階級闘争「産物説」—(イ) 森説の検討
(ロ) 服部説の検討
(ハ) 岸本説の検討……………〔以上前巻〕
 - (5) 階級闘争「抑圧説」—西村説の検討……………〔以下本巻〕
- III 社会政策の必然性と労働運動*
 - (1) 社会政策の外在的必然性と経済闘争
 - (2) 社会政策の内在的必然性と階級対立

(5) 階級闘争「抑圧説」—西村説の検討

次に、社会政策と階級闘争との関連を強調するのは西村豁通氏である。氏はまず、社会政策を基本的には「あくまで資本制生産関係そのものに内在する労働者階級の資本家階級に対する抗争の必然的産物であ」¹⁾と規定する。そして次に、社会政策が「まさしく国家権力の問題であると同時に、それが労働運動との関連において捉えられねばならない」²⁾との立場から次のように述べるのである。「階級闘争、すなわち剰余労働に対する原生的搾取を強行せんとする資本家階級と、労働力の価値収奪に抗して価値貫徹を要求し、さらに進んでは商品＝労働力の地位より解放されんとする労働者階級との抗争の中にこそ、社会政策の成立と発展、限界の必然性が存在するのであって、社会政策はこの中に正しく定置せしめることによってのみ、その本性は明らかにされるのである」³⁾。このように氏が、社会政策の必然性を捉えるにあたって、それを「階級闘争」との関連の中に位置づけようとする視点については、基本的に同意するのだが、その方法において、また階級闘争の捉え方そのものについて若干見解を異にせざるを得ないのである。つまり、社会政策の必然性に関して

* III 及び III-(1), III-(2) の表題に前号と若干の違いが生じた。また IV を篇別から除いた。

氏は次のように言う。「社会政策は労働運動に対する『労働者政策』であり、経済的手段を伴わざるを得ないのは、それが労働運動の政治権力闘争的性格を払拭し、経済主義的潮流を育成せんがための『餌』の政策として労働者を対象とするために附随的に必然化させるにすぎず」⁴⁾（傍点坂脇）、それは「きわめて政治的な『体制維持策』であり、『労働力搾取の抑制緩和』は社会政策の『形式』ないし経済的手段にすぎ」⁵⁾ない、と。ここで氏が強調しているのは、社会政策が本来は政治的なものであり、ただ形式的に経済的手段を伴って現象し、それは付随的に必然化されるにすぎない、ということである。つまり、氏によると、「労働者階級が国家に対し『搾取の抑制緩和』なる経済要求を以って闘う限り、『搾取の抑制緩和』は実現されぬのであり、……労働者階級の経済闘争が政治権力闘争として発展するに及んではじめて『搾取の抑制緩和策』ならざる『支配体制維持のためにする搾取形態の変更策』が与えられるのである」⁶⁾。こうして氏は当然の帰結として次のような結論を下すのである。「『労働力搾取の抑制緩和』が、国家の政策の真に意図するところではなく、それは国家が本来の意図を推進するためのみせかけの経済的手段にすぎぬ」⁷⁾。はたして氏が言うように社会政策は、「みせかけの経済的手段」にすぎず、「経済闘争によっては必然化せず、むしろいわば、それは『労働力の価値法則』をめぐる経済闘争を以てしても労働者の窮乏を如何ともなし得ないところにその成立の根拠ないし必然性を持つ」⁸⁾のだ、と言えるのだろうか。政治闘争と経済闘争との関連を断ち切った上で、社会政策を明確に政治的なものとしてのみ捉える方法は、明らかに、経済闘争が労働運動全体に占める役割と意義を軽視したものと言わなければならないであろう⁹⁾。労働者が切実な労働諸条件の改善を要求して闘っていく際に、常にそれが政治的闘争に発展しなければ、その要求が勝ちとれない、というのはきわめて非現実的な見方であると同時に、階級闘争に占める経済闘争の基本的意義を無視したものと言わねばならない。

ところで、こうした氏の視点は、若干上にも述べたように、氏の「階級闘争」そのものの捉え方、さらには氏の「窮乏化」の論理、そしてそれらを支えている氏の「価値法則」の捉え方に基づいているのである。つまり氏によると、「経済闘争が政治権力闘争として発展するに及んではじめて」¹⁰⁾（傍点坂脇）階級闘争は意義があるのであって、「労働力搾取の抑制緩和」や「労働力価値の補填」は、「政治権力闘争による支配体制への危機なしには……必然化」¹¹⁾しないのである。つまり社会政策は、「労働者階級の『自己解放への成熟』を抑制し、『現存社会秩序を以て唯一可能のもの認め』しめ、労働者階級の階級闘争を『「秩序」の埒内』での『所謂合法的形態における』経済闘争に圧殺し、以て労働者階級を『資本家階級の尻尾』とするための政策」¹²⁾だと言うのである。こうした氏の階級闘争把握よりする社会政策認識は、実は氏の「労働力の価値法則」の理解の仕方そのものに起因しているのである。氏は言う、「かりに労働条件が個別経営内における経済闘争によって労働力価値の社会的限界にまで上昇するならば、社会政策そのものは不要であり、またかかる経済闘争を以てしても『蓄積の法則』に従属する『労働力の価値法則』は労働条件を労働力の価値以下に引き下げ、またさらに労働条件はその生理的限界をも越えて下降する」¹³⁾、と。つまり氏は、社会政策の内実を労働条件（なかでも経済的手段によるもの）の改善の問題にのみ限定してしまっ

た上で、さらに、経済闘争をもってしても、労働者の労働条件は労働力の価値以下にまで引き下げられ、それはまた生理的限界をも越えるとさえ述べるのである。こうして氏の結論によれば、労働者にとっての経済闘争の独自性が認められず、労働者は自らの労働条件を改善させていく闘いにおいて、それが、政治闘争へと発展しなければ、労働者は絶対的に窮乏化の一途をたどらざるを得ないのであって、それはまた究極において労働者の再生産すらも不可能になってしまうという結論になるであろう。しかしながらわれわれはむしろ、原理的には、労働力の価値は価値通り補填されていくものとみななければならない¹⁴⁾。そうしたことを認めた上で、現実の資本蓄積の中で富の増大に比べて労働者の貧困（単に労働力の価値をめぐる問題だけではない）が進行していく傾向を認めなければならないのである。そして労働者は自らの労働条件の悪化と貧困化傾向に対して闘っていくのであり、それは主として経済闘争という形態をとって進められていく¹⁵⁾。そしてそうした運動によって、基本的には、長期的にみて労働力の価値は補填されていくものとみななければならない。つまり、「経済闘争が政治権力闘争として」発展しなければ「労働力の価値」が補填されない、のかどうか問題なのではなくて、「労働力の価値」を補填させる闘いが一体何を意味し、また何をもたらすのか、が実は問題なのである。次にそれをみよう。

- 1) 西村前掲書、『増補社会政策と労働問題』、37ページ。ところで、社会政策と階級闘争との関連について矢島悦太郎氏と黒川俊雄氏は傾聴すべき見解を明らかにしている。まず矢島氏は次のように述べている。「一般に社会の歴史的発展過程は、人間の主体的行動によってのみ創り出されるのであるが、特に社会政策の場合には、それは主として労働者階級の行動によって押し進められるのであり、その労働者運動なくしては社会政策は基本的には何らの発展をもなしえないのである。しかしながらまた、ひとたび、ある与えられた条件のうえで形成され特定の現象にむけられた労働運動が、あるいはそれぞれの恣意的な行動や当面の戦略的行動そのものが、ただちに合理主義の目的を達成しうるのでなく（企業別組合の克服、賃金格差の解消等）——それが目的達成のために不可欠の条件であることはいうまでもないが——基本的には同時に、それが生産関係に反作用をおよぼし下部構造を発展せしめることによってのみはじめてよくこれをなし得るのであって、社会政策的発展のためには、つねにその下部構造たる『生産関係』との関連性が重要視されなければならないのである」（矢島『社会政策社会理論研究』、50ページ、日本評論社、昭和41年3月）。

次に黒川氏も、社会政策に占める労働運動の意義を強調して次のように述べている。「社会政策を成立させる要因は、あくまでも資本の労働力の保全の要求そのものではなく、資本の抑圧と搾取のもとで生みだされる労働者自身の労働力保全の要求そのものにほかならない。だから社会政策を成立させ発展させる要因は、資本がそれ自身の利害関係から労働者の肉体的限界ぎりぎりのところで労働力を保全しようとする要求ではなくて、レーニンが指摘したように、資本が、それ自身の利益追求の結果であるとはいえ、反面ではそれ自身の利益に反して、肉体的限度ぎりぎりの要求から出発して高めざるをえない住民とプロレタリアートの文化的な要因や自覚等々である。この要因は、資本がそれ自身の利益に反して与えざるをえない階級闘争発展の可能性であるとともに、社会政策についても、その必然性ではなくて、可能性である。そしてこの可能性を現実性に転化させるのは、資本制蓄積が、階級闘争発展の可能性を、現実性に転化させる諸条件をたえず生みだし、展開させざるをえない実際の階級闘争にほかならない」（黒川『社会政策と労働運動』、14～15ページ、青木書店、昭和45年12月）。

- 2) 西村前掲書、137ページ。
- 3) 『同』、44～45ページ。
- 4) 『同』、161～162ページ。

- 5) 『同』, 160ページ。こうした社会政策における政治的意味を強調する西村氏の見解に対して, まず矢島氏は次のように批判している。「西村教授の言われるように, 窮極において経済的諸範疇を人間の社会的な諸関係に還元して考察することは重要なのであるが, だからといって, 社会政策の本質が一方的に政治的なものだとして断定されることはできない。もとより, 人間的行為の所産としての統一的実在物たる社会政策は, 経済的なものであり, 政治的なものであるのみならず, その他すべてのものなのであるが, 社会政策は経済的行為に係わらしめられた人間労働の問題であるとともに, それは, 国家の政策として特別に政治的諸関係を通して実現せしめられたものである」(矢島前掲書, 55ページ)。
- さらに, こうした点についての岸本英太郎氏の西村氏に対する批判を, 向井氏は次のように要約している。「社会政策を, 革命的権力闘争を流産させるための国家の政策としてひとしなみに把握するとき, 労働者に対する普通選挙権の賦与や社会主義政党の法認などと, 工場法や労働組合法や社会保険などとの区別, すなわち, 後者が社会政策たるゆえんのものをごどのように理論的に規定するのか。資本制社会の社会改良一般のもつ機能をいれあらわす類概念をもって, 社会改良の一形態としての社会政策の本質とすることは誤謬であるといわなければならない。社会政策によって革命的権力闘争が抑制・緩和されるのは, 資本による労働力の価値収奪が一時抑制緩和されるからである。社会政策がもつこの特定の経済的内容にこそ, 社会政策の本質が見出さなければならない。社会政策を獲得しようとする闘争が政治闘争であるにせよ, そこには, 資本制生産の敵対的な運動法則=『窮乏化法則』に抗する労働者階級の労働条件改善闘争=経済闘争がその一環として包含されていることが看過されてはならない」(向井前掲, 「社会政策論争」, 岸本『社会政策』所収, 330~331ページ)。
- 6) 西村前掲書, 145ページ。この点に関しても向井氏の要約によると, 岸本氏は次のように批判している。「『搾取形態の変容』というだけでは社会政策の内容, 手段を説明することはできない……問題は, 社会政策がいかなる搾取策なのか, 搾取形態とはいかなる意味であるのかを明らかにすることでなければならない。それは, なによりも, 階級関係の安全と産業平和確保のために, 資本による労働力の価値収奪を立法的手段によって抑制緩和せんとするものである。そうした意味での搾取策であり, 搾取の形態変容であることが看過されてはならない」(向井前掲論文, 331ページ)。
- 7) 西村前掲書, 147ページ。
- 8) 『同』, 153~154ページ。
- 9) 氏は別のところでも, こうした視点に立脚した論点を次のように述べている。「国家の政策は, 一面では資本蓄積のための諸方策として狭義のいわゆる経済政策となり, 他面ではかかる労働者階級の政治権力闘争を圧殺し, 労働者階級の運動を『秩序』の埒内に保つ』ための社会政策を必要とする」(『同』, 138ページ)。
- 10) 『同』, 145ページ。
- 11) 『同』, 162ページ。
- 12) 『同』, 141ページ。
- 13) 『同』, 154ページ。こうした「価値以下説」に対して, これまでにも数多くの議論がなされてきたけれども, 最近の「価値以下説」批判として, 成瀬龍夫, 小野秀生両氏の「賃金と労働力の価値」(『経済』, 1974年7月号)をあげておこう。
- 14) マルクスは, 草稿「直接生産過程の諸結果」の中で次のように述べている。「労働能力の価値は労働組合の意識的な明確な基礎をなしている。この労働組合の, イギリス労働者階級にとっての重要さはどんなに評価しても過ぎることはない。労働組合の目的とするところは, 労働賃銀の水準が種々の職業部門で因習的に与えられた高さ以下に低下することを防止すること, すなわち労働能力の価格をその価値以下に押し下げることを防止することにほかならない。……組合はそれ故に, その組合員が賃銀のこの最低限以下で労働することを許さない」(Marx. K., „Erstes Buch. Der Produktionsprozess des Kapitals. Sechstes Kapitel. Resultate des unmittelbaren Produktionsprozesses“, 『マルクス=エンゲルス=アルヒーフ』第二巻, モスクワ, 1933年。向坂逸郎訳「『資本論』断片」, 『資本論綱要』所収, 284~885ページ。岩波書店, 昭和28年5月)。

15) この点について小林端五氏も、西村氏の見解を検討している中で次のように述べている。「かりに西村理論のごとく、社会政策の本質が『政治』=『革命的権力闘争の流産』にあったとしても、なぜ労働者階級が『搾取形態の変容』にすぎないものを闘い取ろうとするのか、そこに論理的自己撞着を見出すであろう。社会政策は伝統的な理論以来、資本制的範疇として経済的内容をともなった社会的改良政策であることには違いないのであるから、これをブルジョア・デモクラシーのもつ改良政策一般に解消することは許されないのみならず、その『本質論』の究明は『経済理論』を離れては不可能である。これは正にわれわれのいままでの社会政策理論の検討が明らかにしたところである。だが、西村理論は社会政策の政治的機能、もしくは主体の意図を強調したことは、社会政策の政治経済統一把握の必要性を促進したものといわねばならないであろう」(小林『社会政策総論』、164ページ、青木書店、昭和48年8月)。

III. 社会政策の必然性と労働運動

(1) 社会政策の外在的必然性と経済闘争

以上これまで、社会政策論争を中心に、そこでの社会政策の必然性と階級闘争との関連性を検討してきた。そして、社会政策の必然性との関連において、労働者の闘いを、その「契機」と見做す大河内氏の説をはじめとして、その強調の度合い、力点の置き方において違いこそあれ、労働者の運動を何らかの形で社会政策の必然性の根拠との関連で見ているとされていることを一応確認し得たと思う。そこで私は、こうした視点をさらに深めるために、政策現象としての社会政策そのものの概念規定を安易になしていくのではなく、社会政策がさまざまな形をとって実施されていくそうした必然性の問題を、労働者の運動の側から捉えなおし、そして労働者の運動の必然性へと下向しながら、社会政策の本質概念へとせまっていくための準備としたいと思う。

そこで、何故労働運動がまず経済闘争という形をとらざるを得ないのか、そしてそれを中心に、あるいは基本として、なおそうした経済闘争が、自らを内包しながら階級闘争へと発展せざるを得ないのか、ということを中心としてマルクスに依拠しながら明らかにしてみようと思う。こうした点を明確にし得てはじめて、社会政策の基本的な必然性の根拠も明らかになるのではないだろうか。そして結局のところ社会政策がまず基本的に、労働者の闘いの現時点における力量と形態とを反映したものとして存在しているのだということをも明らかにできるだろうと思う。

ところで周知のように資本制生産様式のもとにおいては、「単純再生産が資本関係そのものを、一方に資本家、他方に賃金労働者を、絶えず再生産するように、拡大された規模での再生産、すなわち蓄積は、拡大された規模での資本関係を、一方の極により多くの資本家またはより大きな資本家を、他方の極により多くの賃金労働者を、再生産する。……つまり、資本の蓄積はプロレタリアートの増殖なのである」¹⁾。こうした資本の蓄積はまた、「絶えず、相対的な、すなわち資本の平均的な増殖欲求にとってよけいな、したがって過剰な、または追加的な労働者人口を生み出すのである」²⁾。それは、資本主義的生産様式の「1つの存在条件に、なるのであ」³⁾って、しかもそれは、「自由に利用されうる産業予備軍を形成するのであ」⁴⁾る。そしてこの予備軍が実は「絶対的に資本に従属しているのである」⁵⁾。こうした産業予備軍が、「現役労働者軍に比べて大きくなればなるほ

